

くらし

金属ごみ・有害ごみを収集します

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

自治会管理ごみステーションで「金属・有害ごみ」の収集を行います。
収集日 4月30日(水)
 (粟島・志々島は4月25日(金))
 ※午前8時までに出してください。

収集品目
 ①乾電池
 ※充電式電池の回収は行いません。持ち込み場所へお持ちください。
 ②蛍光灯、電球 (LEDを含む)
 ③水銀体温計、水銀温度計
 ④使い捨てライター
 ⑤金属ごみ(やかん、鍋、フライパン、傘の骨など)
 ※必ず、5つの品目ごとに分けて、キャリーに入れて出してください。

注意事項
 ・50cm以上のものは、粗大ごみとして処分してください。
 ・傘は、骨以外のビニールや布を取り除いてください。
 ・事務所や商店、農業などの事業活動に伴うごみは回収できません。
 ・4月30日(水)は、詫間町でのプラスチック製容器包装の回収はありません。
 市役所・各支所の持ち込み場所でも、毎月2回収集します。



▲その他の収集日はこちらから

お知らせ

鳥獣被害防止対策に補助金を交付します

▶申し込み・問い合わせ 農林水産課 ☎73-3040

市農林水産業振興事業
 イノシシ・アライグマ・ニホンザルなどによる農業被害対策として、補助金を市内在住者に交付します。
 ※購入後の申請は対象外です。事前に農林水産課へご相談ください。

被害対策用ネット等設置事業
 市内に所有する水田・畑の農作物をイノシシなどから守るための金網・ネット・電気柵などの設置費を補助します。

補助率
 事業費の1/2以内(上限額20万円)
 ※受益戸数2戸以上で、一体的に整備する場合は、事業費の2/3以内(上限額30万円)です。

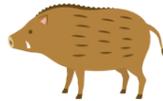
狩猟免許等取得補助事業
 狩猟免許を新規に取得し、市鳥獣被害対策実施隊員として活動する意志がある場合、受験申請時における診断書発行料、予備講習会受講料、試験費用を補助します。

補助率 事業費の10/10以内

駆除用器具等購入補助事業
 市内有害捕獲許可者による、くくり罠や箱わななどの購入費を補助します。

補助率 事業費の1/2以内

申請期限
 令和8年1月30日(金)まで



▲ワイヤーメッシュ柵



▲電気柵

地域ぐるみ鳥獣被害防止対策事業
 継続して鳥獣被害対策を実施する「中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金」の協定集落および農家を含む自治会を支援します。
 地域ぐるみで組織的に「農地を含んだ侵入防止柵の整備」「鳥獣捕獲」「鳥獣被害対策勉強会」の全ての活動を行うことが条件です。
 ※事前に農林水産課へご相談ください。

集落防護柵設置
 侵入防止柵などの設置に対する資材費を補助します。

補助率
 事業費の10/10(上限額150万円)

地域ぐるみで取り組む鳥獣被害防止対策
 捕獲器材費、追払機材の導入費を補助します。

補助率
 事業費の1/2(上限額50万円)

事業計画提出期限
 11月28日(金)まで

くらし

狂犬病予防注射は必ず受けましょう



▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

登録している犬の飼い主へ、案内はがきを送付します。はがきを持参し、記載された日程・実施会場で、注射を受けてください。
 ※犬の登録と年1回の狂犬病予防注射は、飼い主に義務付けられています。
 ※案内する日程で都合が悪い場合は、最寄りの動物病院へはがきを持参し、注射を受けてください。

料金
 注射手数料 2,450円
 注射済票交付手数料 550円
 登録手数料(未登録の人のみ) 3,000円

※お釣りのないようにご準備ください。
 ※死亡した場合は、環境衛生課にご連絡ください。

くらし

有機肥料「ハイクリーンかがわ」を使ってみませんか?



▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

し尿・浄化槽汚泥を強制発酵させた完全有機肥料「ハイクリーンかがわ」を予約販売しています。
引き渡し日時
 木曜、土曜 午前9時～午後5時
 ※年末年始、祝日は除く。

引き渡し場所
 高瀬協同運輸(株) 倉庫

販売価格
 1袋15kg入り 50円
 ※10袋単位で販売。
 ※引き渡し時に、直接お支払いください。

受付期間
 月～金曜 午前9時～午後5時

申し込み先
 高瀬協同運輸(株)
 ☎72-1234

▲詳細はこちらから



お知らせ

飼い犬や飼い猫、野良猫への不妊・去勢手術費の一部を補助します

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

犬や猫を飼っている人へ
 飼い犬や飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します。

交付要件
 次の要件を全て満たしていること
 ①市内に住所を有し、市内で犬または猫を飼っていること
 ②県内の動物病院で不妊・去勢手術を受けていること
 ③犬の場合は、登録済で、1年以内狂犬病予防注射を接種し、注射済票の交付を受けていること
 ④市税を滞納していないこと
 ⑤不妊・去勢手術実施日から、1年以内の申請であること
 ※営利目的の場合は、対象外です。

補助金額
 1匹につき3,000円
 ※1世帯、犬・猫のいずれか1匹

手続きに必要なもの
 ・補助金交付申請書および請求書
 ・不妊・去勢手術費の領収書(申請者名、手術日の記載があるもの)
 ・債権者登録申出書
 ・申請する人の認印と通帳
 ・犬の場合、登録番号および狂犬病予防注射済票番号
 申請書などの様式は、環境衛生課または各支所、市ホームページからダウンロードできます。

▲申請書様式などはこちらから



野良猫の繁殖防止のため、クラウドファンディング等補助事業を行います。
TNR活動とは?
 野良猫を捕まえて(トラップ)、不妊・去勢手術をし(Neuter)、元の場所に戻す(Return)活動

対象
 (個人枠)市内に住所がある人など
 (団体枠)県譲渡ボランティア制度に登録がある人が代表者の団体など

補助額
 不妊去勢手術費 1匹につき
 (メス)上限額 16,500円
 (オス)上限額 11,000円
 ※個人枠は、5匹までです。
 ※団体枠は頭数制限なく、治療費と消耗品費も補助します。

猫の捕獲・手術前に、市職員が現地確認を行い、支援が必要と判断した場合のみ申請できます。
 事前に、環境衛生課へご連絡ください。

▲要件など詳細はこちらから



▲要件など詳細はこちらから